

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（家計急変）のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。令和4年度は家計急変により要件を満たす場合も対象です。

対象世帯

以下のすべてに該当する世帯

- 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること**。
- 家計が急変したことにより「**保護者等の全員が道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯**」に相当する(※)と認められること。

注：令和4年度において道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯は通常申請の対象になります。

注：定年退職等は家計急変の対象になりません。

(※)家計急変により令和4年の年間収入見込の推計が基準以下となること。

(基準)保護者等の所得割見込が非課税の世帯の例

同一生計配偶者および扶養親族の人数	なし (本人のみ)	1人	2人	3人	4人
給与収入見込	1,000,000円以下	1,703,999円以下	2,215,999円以下	2,715,999円以下	3,215,999円以下
総所得金額見込	450,000円以下	1,120,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

給付額(年額)

世帯区分		全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯に相当する場合	第1子	134,600円	52,100円	52,100円
	第2子以降	152,000円		

※7月1日までに家計が急変し、8月31日までに申請があった場合は年額を支給

※7月2日以降に家計が急変した場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定

例)私立(全日制)・第1子の場合

○9月申請の場合 → $134,600円 \times 6月(10月 \sim 翌年3月) / 12月 = 67,300円$

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに提出してください。
- 滋賀県への提出期限は、滋賀県ホームページに掲載します。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は滋賀県へ直接提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。

問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
 滋賀県総務部私学・県立大学振興課 私立学校係 電話：077-528-3271

奨学のための給付金対象確認シート

以下の質問事項には、はい、いいえでお答えいただき該当を確認してください

7月1日現在、保護者等の居住地は滋賀県ですか

はい

いいえ

対象となる高等学校等に在籍
していますか

居住する都道府県にお問い合わせください

はい

7月1日現在、対象となる生徒は生活保護（生業
扶助）受給世帯に属していますか

いいえ

はい

7月以降に通常分の申請
を行ってください

保護者等の令和4年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税ですか

はい

いいえ

7月以降に通常申請を
行ってください

今年の年収見込が非課税相当になりますか
(目安)

同一生計配偶者および扶養親族の人数	給与収入見込
なし（本人のみ）	1,000,000円以下
1人	1,703,999円以下
2人	2,215,999円以下
3人	2,715,999円以下
4人	3,215,999円以下

はい

いいえ

7月以降に家計急変分の申請を行ってください

本給付金の対象外です